

新旧対照表

○両総土地改良施設管理条例施行規則等の一部を改正する規則

○両総土地改良施設管理条例施行規則（昭和四十年千葉県規則第八十四号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、両総土地改良施設管理条例（昭和四十年千葉県条例第四十二号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第二条 条例第三条の規定により許可を受けようとする者は、両総土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のあ る者を保証人にたてなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、 適当と認められるときは許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第四条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 県営両総土地改良施設維持管理計画書に定める維持管理の目的を守ること。</p> <p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p> <p>三 土地改良施設の保護に充分注意すること。</p> <p>四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。</p> <p>(許可期間)</p> <p>第五条 条例第三条第一項の禁止行為に対する許可期間は、その都度知事が定める。</p> <p>2 条例第三条第二項の禁止行為に対する許可期間は、<u>五年以内（公用、公共用又は公益事業の用に供する場合にあつては、十年以内）</u>で知事が定める。 (削る。)</p> <p>3 前項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合におい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、両総土地改良施設管理条例（昭和四十年千葉県条例第四十二号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第二条 条例第三条の規定により許可を受けようとする者は、両総土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のあ る者を保証人にたてなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、 適当と認められるときは許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第四条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 県営両総土地改良施設維持管理計画書に定める維持管理の目的を守ること。</p> <p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p> <p>三 土地改良施設の保護に充分注意すること。</p> <p>四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。</p> <p>(許可期間)</p> <p>第五条 条例第三条第一項の禁止行為に対する許可期間は、そのつど知事が定める。</p> <p>2 条例第三条第二項の禁止行為（<u>同項第一号に規定する生産物の採取を除く。</u>）に対する許可期間は、<u>三年以内</u>で知事が定める。</p> <p>3 <u>条例第三条第二項の禁止行為のうち、土地改良施設の生産物の採取に対する許可期間は、一年以内で知事が定める。</u></p> <p>4 第二項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合におい</p>

て、許可の更新を受けようとする者は、許可期間が終了する日の一月前までに保証人と連署の上、両総土地改良施設使用許可期間更新申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

（許可事項の変更）

第六条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可事項の変更の必要がある場合には、保証人と連署のうえ、両総土地改良施設使用許可事項変更承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（義務）

第七条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、事前に山武農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用（採取）許可標（別記第四号様式）を立てておかなければならない。

一部改正（平成一六年規則一一四号・二三年五〇号）

第八条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、その責に帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を両総土地改良施設き損報告書（別記第五号様式）により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

（転貸、移転及び担保の禁止）

第九条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可によつて生じた権利を他人に貸与し、移転し、又は担保に供してはならない。

（許可の取消し、変更、停止その他の処分）

第十条 知事は、条例第三条の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するとき又は該当するに至つたときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- 二 不正の手段により許可を受けたとき。
- 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。

（許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復）

第十一条 許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更等により許可の効力が消滅したとき又は許可期間が満了したときは、一月以内に原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りで

て、許可の更新を受けようとする者は、許可期間の終了前一月までに保証人と連署のうえ、両総土地改良施設使用許可期間更新申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

（許可事項の変更）

第六条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可事項の変更の必要がある場合には、保証人と連署のうえ、両総土地改良施設使用許可事項変更承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（義務）

第七条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、事前に山武農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用（採取）許可標（別記第四号様式）を立てておかなければならない。

一部改正（平成一六年規則一一四号・二三年五〇号）

第八条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、その責に帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を両総土地改良施設き損報告書（別記第五号様式）により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

（転貸、移転及び担保の禁止）

第九条 条例第三条の規定により許可を受けた者は、許可によつて生じた権利を他人に貸与し、移転し、又は担保に供してはならない。

（許可の取消し、変更、停止その他の処分）

第十条 知事は、条例第三条の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するとき又は該当するに至つたときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- 二 不正の手段により許可を受けたとき。
- 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。

（許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復）

第十一条 許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更等により許可の効力が消滅したとき又は許可期間が満了したときは、一月以内に原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りで

ない。

(経費の分担)

第十二条 条例第五条の規則で定める経費は、電力使用料とする。

(管理により生ずる収入)

第十三条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第六十三条

第二項の規定に基づく県の収入については、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)に規定するもののほか、知事が別に定める。

(書類の経由)

第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に申請する書類その他の書類は、山武農業事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一四号・一三年五〇号〕

ない。

(経費の分担)

第十二条 条例第五条の規則で定める経費は、電力使用料とする。

(管理により生ずる収入)

第十三条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第六十三条

第二項の規定に基づく県の収入については、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)に規定するもののほか、知事が別に定める。

(書類の経由)

第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に申請する書類その他の書類は、山武農業事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一四号・一三年五〇号〕

○大利根土地改良施設管理条例施行規則（昭和四十三年千葉県規則第九号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、大利根土地改良施設管理条例（昭和四十二年千葉県条例第四十四号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、大利根土地改良施設管理条例（昭和四十二年千葉県条例第四十四号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 条例第四条の規定により許可を受けようとする者は、大利根土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のあつる者を保証人にたてなければならない。ただし、知事が保証人の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 条例第四条の規定により許可を受けようとする者は、大利根土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のあつる者を保証人にたてなければならない。ただし、知事が保証人の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(許可)</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。</p>	<p>(許可)</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。</p>
<p>(遵守事項)</p> <p>第四条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第四条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p>
<p>一 県営大利根土地改良施設維持管理計画書に定める維持管理の目的を守ること。</p>	<p>一 県営大利根土地改良施設維持管理計画書に定める維持管理の目的を守ること。</p>
<p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p>	<p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p>
<p>三 土地改良施設の保護に充分注意すること。</p>	<p>三 土地改良施設の保護に充分注意すること。</p>
<p>四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。</p>	<p>四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。</p>
<p>(許可期間)</p> <p>第五条 条例第四条の許可に対する許可期間は、五年以内（<del>公用、公共用又は公益事業の用に供する場合には、十年以内</del>）で知事が定める。</p>	<p>(許可期間)</p> <p>第五条 条例第四条の許可に対する許可期間は、五年以内で知事が定める。</p>
<p>2 前項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合において、許可の更新を受けようとする者は、許可期間が終了する日の一月前までに大利根土地改良施設使用許可期間更新申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合において、許可の更新を受けようとする者は、許可期間の終了前一月までに大利根土地改良施設使用許可期間更新申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(許可事項の変更)</p> <p>第六条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可事項等に変更の必要</p>	<p>(許可事項の変更)</p> <p>第六条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可事項等に変更の必要</p>

がある場合には、大利根土地改良施設使用許可事項変更承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（義務）

第七条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、事前に海匠農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用許可標（別記第四号様式）を立てておかなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一五号・二三年五一号〕

第八条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を大利根土地改良施設き損報告書（別記第五号様式）により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

（転貸、移転及び担保の禁止）

第九条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可によつて生じた権利を他人に貸与し、移転し、又は担保に供してはならない。

（許可の取消し、変更、停止その他の処分）

第十条 知事は、条例第四条の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するとき、又は該当するに至つたときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し、又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- 二 不正の手段により許可を受けたとき。
- 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。

（許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復）

第十一条 許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更等により許可の効力が消滅したとき、又は許可期間が満了したときは、一月以内に原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

（経費の分担）

第十二条 条例第六条の規則で定める経費は、条例第一条の用水施設のかんがい用水に係る電力使用料とする。

一部改正〔平成四年規則二九号〕

（使用料）

がある場合には、大利根土地改良施設使用許可事項変更承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（義務）

第七条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、事前に海匠農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用許可標（別記第四号様式）を立てておかなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一五号・二三年五一号〕

第八条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を大利根土地改良施設き損報告書（別記第五号様式）により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

（転貸、移転及び担保の禁止）

第九条 条例第四条の規定により許可を受けた者は、許可によつて生じた権利を他人に貸与し、移転し、又は担保に供してはならない。

（許可の取消し、変更、停止その他の処分）

第十条 知事は、条例第四条の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するとき、又は該当するに至つたときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し、又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- 二 不正の手段により許可を受けたとき。
- 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。

（許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復）

第十一条 許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更等により許可の効力が消滅したとき、又は許可期間が満了したときは、一月以内に原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

（経費の分担）

第十二条 条例第六条の規則で定める経費は、条例第一条の用水施設のかんがい用水に係る電力使用料とする。

一部改正〔平成四年規則二九号〕

（使用料）

第十三条 条例第四条の規定により許可を受けた者の土地改良施設に係る使用料については、使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）の定めるところによる。  
 （書類の経由）

第十四条 条例及びこの規則により知事に提出する書類その他の書類は、海匝農業事務所長を経由しなければならない。  
 一部改正（平成一六年規則一一五号・一三年五一号）

第十三条 条例第四条の規定により許可を受けた者の土地改良施設に係る使用料については、使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）の定めるところによる。  
 （書類の経由）

第十四条 条例及びこの規則により知事に提出する書類その他の書類は、海匝農業事務所長を経由しなければならない。  
 一部改正（平成一六年規則一一五号・一三年五一号）

○印旛沼土地改良施設管理条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第二十七号の二）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。        （許可の申請）</p> <p>第二条 条例第三条第二項の規定により許可を受けようとする者は、印旛沼土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のある者を保証人に立てなければならない。ただし、知事が保証人の必要がないと認めるときは、この限りでない。        （許可）</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認められるときは許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。        （遵守事項）</p> <p>第四条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により定めた土地改良事業計画に定める維持管理の目的を守ること。</p> <p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p> <p>三 土地改良施設の保護に十分注意すること。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。        （許可の申請）</p> <p>第二条 条例第三条第二項の規定により許可を受けようとする者は、印旛沼土地改良施設使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請を行なう場合には、県内に居住し、かつ、相当の資力のある者を保証人に立てなければならない。ただし、知事が保証人の必要がないと認めるときは、この限りでない。        （許可）</p> <p>第三条 知事は、前条の規定により許可申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認められるときは許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。        （遵守事項）</p> <p>第四条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により定めた土地改良事業計画に定める維持管理の目的を守ること。</p> <p>二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。</p> <p>三 土地改良施設の保護に十分注意すること。</p>

四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。

一部改正〔平成二八年規則一三三号〕

(許可期間)

第五条 条例第三条第二項の禁止行為に対する許可期間は、五年以内(公用、公共用又は公益事業の用に供する場合にあつては、十年以内)で知事が定める。

2 前項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合において、許可の更新を受けようとする者は、許可期間が終了する日の一月前までに印旛沼土地改良施設使用許可期間更新申請書(別記第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(許可事項の変更)

第六条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、許可事項等に変更の必要がある場合には、印旛沼土地改良施設使用許可事項変更承認申請書(別記第三号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(許可書の提示及び許可事項等の表示)

第七条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、事前に印旛農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用許可標(別記第四号様式)を立てて置かなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一六号・一三年五二号〕

(き損の報告)

第八条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を印旛沼土地改良施設き損報告書(別記第五号様式)により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

(転貸、移転及び担保の禁止)

第九条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を他人にさせ、又はこれに基づき植栽した竹木等若しくは設置した工作物を担保に供してはならない。

(許可の取消し、変更、停止その他の処分)

第十条 知事は、条例第三条第二項の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し、又はその効力を停止させることができる。

四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。

一部改正〔平成二八年規則一三三号〕

(許可期間)

第五条 条例第三条第二項の禁止行為に対する許可期間は、五年以内で知事が定める。

2 前項の許可期間は、更新することができるものとする。この場合において、許可の更新を受けようとする者は、許可期間の終了前一月前までに印旛沼土地改良施設使用許可期間更新申請書(別記第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(許可事項の変更)

第六条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、許可事項等に変更の必要がある場合には、印旛沼土地改良施設使用許可事項変更承認申請書(別記第三号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(許可書の提示及び許可事項等の表示)

第七条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、事前に印旛農業事務所長に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、許可期間中当該場所に許可事項等を表示した使用許可標(別記第四号様式)を立てて置かなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一六号・一三年五二号〕

(き損の報告)

第八条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、土地改良施設をき損したときは、直ちにその旨を印旛沼土地改良施設き損報告書(別記第五号様式)により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

(転貸、移転及び担保の禁止)

第九条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を他人にさせ、又はこれに基づき植栽した竹木等若しくは設置した工作物を担保に供してはならない。

(許可の取消し、変更、停止その他の処分)

第十条 知事は、条例第三条第二項の規定により許可を受けた者が次の各号に該当するときは、許可を取り消し、許可事項等を変更し、又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
  - 二 不正の手段により許可を受けたとき。
  - 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。
- (許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復)

第十一条 条例第三条第二項による許可を受けた者は、許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更により許可の効力が消滅したとき、又は許可期間が満了したときは、一月以内にその利用に係る土地改良施設を原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(書類の経由)

第十二条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、印旛農業事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一六号・一三年五二号〕

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
  - 二 不正の手段により許可を受けたとき。
  - 三 前各号のほか、農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。
- (許可の取消し、変更及び消滅の場合における原状回復)

第十一条 条例第三条第二項による許可を受けた者は、許可の取消しがあつたとき、許可事項等の変更により許可の効力が消滅したとき、又は許可期間が満了したときは、一月以内にその利用に係る土地改良施設を原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであつて、知事が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(書類の経由)

第十二条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、印旛農業事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一一六号・一三年五二号〕

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。